

令和4年4月19日

保護者の皆様へ

青梅市子ども家庭部子育て推進課長

加藤博之

新型コロナウイルス感染症対策における家庭保育の協力について（依頼）

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、各御家庭において実施いただいている新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対しまして、重ねて感謝申し上げます。

東京都のモニタリング会議において、専門家から「10歳未満の割合も依然として高い値で推移しており、警戒が必要である。5歳未満はワクチン接種の対象となっていないことから、保育園・幼稚園での感染防止対策の徹底が求められる。」と提言されていることから、市では感染拡大防止対策の一環として、改めて下記のとおり依頼させていただきます。

記

1 可能な範囲での家庭保育の御協力について

御家庭での保育が可能な日は、登園をお控えいただき、御家庭で保育をしていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、延長保育についても御利用をお控えいただき、早めのお迎えに御協力いただきますようお願いいたします。

2 保護者の皆様へのお願い

保護者の皆様におかれましては、引き続き必要な感染症対策をお願いいたします。

お子様や同居の御家族の体調が普段と違うときには、登園をお控えいただくよう御協力をお願いいたします。

また、同居の御家族がPCR検査を受けられた場合等は、速やかに在園の保育施設にお知らせください。

3 その他

(1) 本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更

する可能性があることを予め御承知おきください。

(2) 0～2歳児クラスの保育料について

登園をお控えいただいた場合でも、0～2歳児クラスの保育料の日割り還付は行いませんが、皆様のお大切なお子様をお預かりする保育の場所を守るため、重ねて御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

(3) 保育施設における濃厚接触者の特定について

一般の事業所等で陽性者が発生した場合は、保健所による濃厚接触者の特定は実施しないこととなりましたが、保育施設で陽性者が発生した場合は、今までどおり保健所が濃厚接触者の特定を行います。

そのため、濃厚接触者に特定されたお子さんにつきましては、陽性者の方と最後に接触した日を0日目とし、7日目までは健康観察期間となり(8日目に解除)、その間、保育施設への登園はできませんので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以 上

<問合せ先>

青梅市子ども家庭部子育て推進課施設給付係、保育・幼稚園係
2 2 - 1 1 1 1 (内線) 2 1 4 5、2 1 4 6、2 1 4 7